

見舞金申請の手引き

令和7年度改訂版

愛知県公立高等学校PTA連合会

〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号

愛知県教育会館 6F

電話 052-261-5886

FAX 052-241-7048

Email info@aichikoupren.org

<目次>

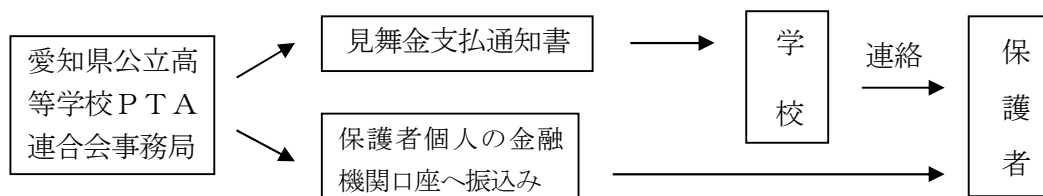
1 見舞金申請の要件	1
2 見舞金の支払方法	
3 見舞金申請手続き	
(1) 学校管理下における児童生徒の災害	
① 死亡見舞金	
② 障害見舞金	
③ 歯牙欠損見舞金	2
④ 治療見舞金	
⑤ 香料	3
⑥ 供花料	
(2) PTA活動中の保護者及び児童生徒の災害	
① 死亡見舞金	
② 治療見舞金	
様式1 死亡見舞金申請書	4
様式2 障害見舞金申請書	5
様式3 歯牙欠損見舞金申請書	6
様式4-1 治療見舞金申請書	7
記入例 様式4-1 治療見舞金申請書	8
記入例 児童生徒別給付一覧	9
様式4-2 治療見舞金申請書(追加).....	10
様式5 香料申請書	11
様式6 供花料申請書	12
様式7 PTA活動中の保護者・児童生徒の災害に関わる 死亡見舞金申請書	13
様式8 PTA活動中の保護者・児童生徒の災害に関わる 治療見舞金申請書	14
様式9 見舞金振込口座の名義について	15
書式例 見舞金振込連絡票	16
愛知県高P連見舞金申請について	
(1)申請手続き Q&A	17
(2)ご留意願いたいこと	18
見舞金申請手続き 災害発生から申請までの流れ	19
愛知県公立高等学校PTA連合会见舞金支給規程	20

1 見舞金申請の要件

- (1) 愛知県公立高等学校PTA連合会(以下「高P連」と略す)及び独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「スポーツ振興センター」と略す)の加入者が、見舞金申請の対象となります。
- (2) 見舞金申請の対象は、香料とPTA活動中の災害の場合を除き、学校管理下で発生した災害で、スポーツ振興センターの給付があったものになります。
- (3) 児童生徒については、保護者が高P連加入期間中に発生した災害であること。高P連加入以前に発生した災害で、治療が継続している傷病は対象となりません。
- (4) 保護者については、高P連加入期間中に発生したPTA活動中の災害であること。高P連加入期間は児童生徒の在学期間とします。
- (5) 災害の認定については、スポーツ振興センターの取り扱いに準じます。

2 見舞金の支払方法

- (1) 見舞金の申請があったときは、規程に基づいて支給額を決定し、見舞金支払通知書に児童生徒名、又は保護者名、支給金額等を記入して、申請のあった学校の校長宛に送付します。
- (2) 見舞金は、保護者個人の金融機関口座へ振込みます。ただし、生徒が成年に達している場合は、本人の口座に振り込むことも可能です。また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式9(15ページ)を添付してください。
- (3) 見舞金申請は、月ごとの提出期限で取りまとめ、同月末までに見舞金を振込みます。
- (4) 見舞金支払通知があったときは、学校より保護者へ連絡をお願いします。16ページの「見舞金振込連絡票」は書式例です。必要な場合はご利用ください。



3 見舞金申請手続き

(1) 学校管理下における児童生徒の災害

① 死亡見舞金

- ア 提出書類 死亡見舞金申請書(様式1)
- イ 添付書類 スポーツ振興センターの「死亡見舞金支払通知書」の写し(校長の原本証明)
また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式9を添付してください。
- ウ 支給金額 500万円(ただし、登下校中の場合は250万円)
- エ 提出期限 書類は、スポーツ振興センターから支払通知のあった月の翌月20日までの提出にご協力ください。

② 障害見舞金

- ア 提出書類 障害見舞金申請書(様式2)
- イ 添付書類 スポーツ振興センターの「障害見舞金支払通知書」の写し(校長の原本証明)
また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式9を添付してください。
- ウ 支給金額 スポーツ振興センター給付額の20%の額

エ 提出期限 書類は、スポーツ振興センターから支払通知のあった月の翌月 20 日までの提出にご協力ください。

③ 歯牙欠損見舞金

ア 提出書類 歯牙欠損見舞金申請書(様式3)

イ 添付書類 スポーツ振興センターの「歯牙欠損見舞金支払通知書」(これに準ずる文書を含む)の写し(校長の原本証明)

また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式9を添付してください。

ウ 支給金額 スポーツ振興センター給付額の20%の額

エ 提出期限 書類は、スポーツ振興センターから支払通知のあった月の翌月 20 日までの提出にご協力ください。

④ 治療見舞金

ア 提出書類 治療見舞金申請書(様式4-1、又は4-2)記入例8ページ参照

イ 添付書類 スポーツ振興センターの「児童生徒別給付一覧」の写し(校長の原本証明)

また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式9を添付してください。

ウ 申請条件及び金額

○在籍時に発生した傷病について、スポーツ振興センターに申請した*医療費総額が同一治療月について7万5千円以上の場合に申請する。同一治療月であれば複数の傷病について医療費を合算する。

*医療費総額とは、「児童生徒別給付一覧」の給付金請求額の合計(食事療養費を含む)

○支給金額は、医療費総額が7万5千円~26万7千円未満の場合、その8%の金額。ただし、医療費総額が26万7千円以上の場合、下記の「(参考)治療見舞金支給金額の計算方法(2)」により算定されたセンター給付推計額の20%の金額。いずれも千円未満は切捨て。

エ 申請方法

(1) a 申請は1名につき1か月1葉とします。(様式4-1)

b 「児童生徒別給付一覧」の写しの該当月の欄を赤枠で示してください。

c 申請できる期間は、スポーツ振興センターが医療費を給付する期間と同じです。

(2) 追加申請をする場合

申請後に同一治療月の追加があるときは、治療見舞金申請書(追加)(様式4-2)を提出してください。なお、申請をしても追加金額により支給できない場合もあります。

オ 提出期限 書類は、スポーツ振興センターから支払通知のあった月の翌月 20 日までの提出にご協力ください。

(参考)治療見舞金支給金額の計算方法

医療費総額は、「児童生徒別給付一覧」の給付金請求額の合計(食事療養費を含む)です。

(1) 医療費総額が75,000円~267,000円未満の場合

医療費総額×0.08 = 治療見舞金支給金額(千円未満切捨て)

(例) 医療費総額90,000円 90,000円×0.08 = 7,000(千円未満切捨て)

(2) 医療費総額が267,000円以上の場合

スポーツ振興センター『災害共済給付請求事務ガイドブック』令和7年4月発行5ページの高額療養費に係る医療費の「自己負担限度額」の「課税者ウ」を適用

①自己負担限度額 = 80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 0.01

②センター給付推計額 = ① + (医療費総額 × 0.1)

③治療見舞金支給額 = ② × 0.2(千円未満切捨て)

(例) 医療費総額 500,000 円

$$80,100 \text{ 円} + (500,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 82,430 \text{ 円 (A)}$$

$$\text{A} + (500,000 \text{ 円} \times 0.1) = 132,430 \text{ 円 (B)}$$

$$\text{B} \times 0.2 = 26,000 \text{ 円 (C)} \text{ (千円未満切捨て)}$$

⑤ 香料 (学校管理下外も含む)

学校管理下外も含めて支給されますから、もれなく、すみやかに申請してください。

ア 提出書類 香料申請書 (様式 5)

イ 支給金額 5 万円

ウ 添付書類 保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式 9 を添付してください。

⑥ 供花料

スポーツ振興センターが供花料(学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し支給されます。)を支給する場合、本会からも支給します。

ア 提出書類 供花料申請書 (様式 6)

イ 添付書類 スポーツ振興センターの「供花料支払通知書」の写し (校長の原本証明)
また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式 9 を添付してください。

ウ 支給金額 5 万円

エ 提出期限 書類は、スポーツ振興センターから支払通知のあった月の翌月 20 日までの提出にご協力ください。

(2) PTA活動中の保護者及び児童生徒の災害

① 死亡見舞金

ア 提出書類 死亡見舞金申請書 (様式 7)

イ 添付書類

(ア) 死亡診断書等死亡を証明する書類 (写しの場合は、校長の原本証明)

(イ) P T A 活動中を証明する書類

また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式 9 を添付してください。

ウ 支給金額 300 万円

ただし、特別措置として児童生徒については、自宅と会場間の往復途上に発生した災害にも 150 万円支給します。

② 治療見舞金

ア 提出書類 治療見舞金申請書 (様式 8)

イ 添付書類

(ア) 入院日数を証明する医師等の書類 (写しの場合は、校長の原本証明)

(イ) P T A 活動中を証明する書類

また、保護者口座名義が児童生徒の姓と異なる場合は、様式 9 を添付してください。

ウ 支給金額

(ア) 入院日数が 8 日から 30 日までの場合 10 万円

(イ) 入院日数が 31 日以上の場合 20 万円

死 亡 見 舞 金 申 請 書

令和 年 月 日

愛知県公立高等学校PTA連合会会長 様

学校名

校 長 _____

下記のとおり見舞金支給規程の定めにより、死亡見舞金を申請いたします。

記

1 児童生徒氏名 _____

2 死亡時の学年 第 () 学年・卒業生
幼・小・中 (高等学校及び高等部以外は○で囲んでください)

3 死亡の年月日 令和 年 月 日
[災害発生時の学年 第 () 学年]

4 災害の発生状況等 (概要を記入)

5 独立行政法人日本スポーツ振興センターよりの死亡見舞金給付額
 _____ 円

6 保護者 振込口座 (該当するものを○で囲み、支店名、口座名義には必ずフリガナを記入)

金 融 機 関 名	(フリガナ) 支 店 名	口座種類	(フリガナ) 口 座 名 義
		口座番号	
	()	普通・当 座	()
銀行・信用金庫・農協	支店	_____	

備 考

独立行政法人日本スポーツ振興センターよりの「死亡見舞金支払通知書」(写)を添付してください。写しには校長の原本証明が必要です。

障 害 見 舞 金 申 請 書

令和 年 月 日

愛知県公立高等学校PTA連合会会長 様

学校名

校 長 _____

下記のとおり見舞金支給規程の定めにより、障害見舞金を申請いたします。

記

- 1 児童生徒氏名 _____
- 2 現在の学年 第 () 学年・卒業生
幼・小・中 (高等学校及び高等部以外は○で囲んでください)
- 3 災害の発生日 令和 年 月 日
[災害発生時の学年 第 () 学年]
- 4 災害の発生状況等 (概要を記入)

- 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターよりの障害見舞金給付額

_____ 円

- 6 保護者 振込口座 (該当するものを○で囲み、支店名、口座名義には必ずフリガナを記入)

金融機関名	(フリガナ) 支店名	口座種類	(フリガナ)
		口座番号	口座名義
銀行・信用金庫・農協	() 支店	普通・当座	()

備 考

独立行政法人日本スポーツ振興センターよりの「障害見舞金支払通知書」(写)を添付してください。写しには校長の原本証明が必要です。

歯 牙 欠 損 見 舞 金 申 請 書

令和 年 月 日

愛知県公立高等学校PTA連合会会長 様

学校名

校 長 _____

下記のとおり見舞金支給規程の定めにより、歯牙欠損見舞金を申請いたします。

記

- 1 児童生徒氏名 _____
- 2 現在の学年 第 () 学年・卒業生
幼・小・中 (高等学校及び高等部以外は○で囲んでください)
- 3 災害の発生年月日 令和 年 月 日
[災害発生時の学年 第 () 学年]
- 4 災害の発生状況等 (概要を記入)

- 5 独立行政法人日本スポーツ振興センターよりの歯牙欠損見舞金給付額

_____ 円

- 6 保護者 振込口座 (該当するものを○で囲み、支店名、口座名義には必ずフリガナを記入)

金 融 機 関 名	(フリガナ) 支 店 名	口座種類	(フリガナ) 口 座 名 義
		口座番号	
銀行・信用金庫・農協	() 支店	普通・当座	()

備 考

独立行政法人日本スポーツ振興センターよりの「歯牙欠損見舞金支払通知書」(これに準ずる文書を含む)(写)を添付してください。写しには校長の原本証明が必要です。

治療見舞金申請書

令和 年 月 日

愛知県公立高等学校PTA連合会会長 様

学校名

校 長 _____

下記のとおり見舞金支給規程の定めにより、治療見舞金を申請いたします。

記

- 1 児童生徒氏名 _____
- 2 現在の学年 第 () 学年・卒業生
幼・小・中 (高等学校及び高等部以外は○で囲んでください)
- 3 災害の発生年月日 **※高P連加入期間中に発生した災害のみ対象**
 平成・令和 年 月 日
 [災害発生時の学年 第 () 学年]
 平成・令和 年 月 日
 [災害発生時の学年 第 () 学年]

4 医療費総額 (治療月 年 月)

①医療費・調剤の合計点数と金額	点×10円 =	円
②治療用装具・生血の金額	円	
③食事療養費	円	
④接骨院等医療費	円	
合 計		円

5 保護者 振込口座 (該当するものを○で囲み、支店名、口座名義には必ずフリガナを記入)

金 融 機 関 名	(フリガナ) 支 店 名	口座種類 口座番号	(フリガナ) 口 座 名 義
	()	普通・当座	()
銀行・信用金庫・農協	支店	

備 考

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターよりの「児童生徒別給付一覧」(写)を添付してください。写しには校長の原本証明が必要です。
- (2) 申請書は、治療月別に提出してください。
- (3) 「現在の学年」について、3年生は、卒業式の翌日以降は卒業生としてください。
- (4) この治療見舞金を申請できるのは、愛知県高P連加入期間中に発生した災害に限ります。

記入例

医療費総額(給付金請求額)75,000円以上は、給付対象です。同一治療月に複数の災害のある場合は、合算してください。
 $(112,168点 \times 10円) + (107,484円 + 10,120円) + 3,560円 = 1,242,844円$

【一覧出力条件】
 被災児童生徒氏名 愛知 太郎
 フリガナ アイチ タロウ
 請求書種類 医療費
 処理状況 決定済

治療月
 被災児童生徒氏名：愛知 二郎
 該当欄を赤字で示してください。

児童生徒別給付一覧

学年(年齢)性別	組	災害発生年月日 初回・継続別(月分)	傷病名	給付金請求額 医療費(外来)・食事療養費・医療費(入院)	支払額 又は 決定内容	転帰	報告書番号		給付決定日	給付学校
							請求書種類	処理状況		
2男	3組	令和6年3月10日 継続(令和7年1月分)	左膝前十字靭帯損傷	876点 110,638点	224,336円	継続	230000-1234567-003050	医療費 決定済	令和7年5月0日	愛知県立〇〇〇高等学校
2男	3組	令和6年3月10日 継続(令和7年1月分)	左膝前十字靭帯損傷(治療用器具・生血)	107,484円	0円		230000-1234567-003050	医療費 決定済	令和7年5月0日	愛知県立〇〇〇高等学校
2男	3組	令和6年3月10日 継続(令和7年1月分)	調剤	656点	2,624円		230000-1234567-003050	医療費 決定済	令和7年5月0日	愛知県立〇〇〇高等学校
2男	3組	令和7年1月9日 初回(令和7年1月分)	腰部捻挫	3,560円	1,424円		230000-123500-012050	医療費 決定済	令和7年5月0日	愛知県立〇〇〇高等学校

医療費総額(給付金請求額)75,000円以下のため給付対象外です。
 $(2,110点 \times 10円) + 25,864円 + 2,465円 = 49,429円$

(一部省略)

1男	1組	令和6年3月10日 継続(令和6年10月分)	右膝前十字靭帯断裂	1,801点 0点	0円	継続	230000-023456-00113	医療費 決定済	令和6年12月0日	愛知県立〇〇〇高等学校
1男	1組	令和6年3月10日 初回(令和6年10月分)	右膝前十字靭帯断裂	2,110点 0点	0円	継続	230000-056789-00111	医療費 決定済	令和6年12月0日	愛知県立〇〇〇高等学校
1男	1組	令和6年3月10日 初回(令和6年10月分)	右膝前十字靭帯損傷(治療用器具・生血)	25,864円	5,172円		230000-056789-00122	医療費 決定済	令和6年12月0日	愛知県立〇〇〇高等学校
1男	1組	令和6年2月3日 初回(令和6年10月分)	左膝関節捻挫	2,465円	986円	継続	230000-045678-00133	医療費 決定済	令和6年12月0日	愛知県立〇〇〇高等学校
学校(保育所)名 愛知県立〇〇〇高等学校				本項計	275,363円					
				合計	275,363円					

原本と相違ないことを証明する
 令和7年5月0日

愛知県立〇〇〇高等学校長

余白に原本証明を忘れないようお願いします。

PTA活動中の保護者・児童生徒の災害に関わる

治療見舞金申請書

令和 年 月 日

愛知県公立高等学校PTA連合会会長 様

学校名

校長 _____

下記のとおり見舞金支給規程の定めにより、治療見舞金を申請いたします。

記

1 保護者・児童生徒 (どちらかを○囲んでください)

住 所 _____

氏 名 _____ 第 () 学年
 幼・小・中 (高等学校及び高等部以外は○で囲んでください)

2 災害の発生年月日 令和 年 月 日

3 災害の発生状況等(具体的に記入)

4 入院日数 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで () 日間

5 保護者 振込口座 (該当するものを○で囲み、支店名、口座名義には必ずフリガナを記入)

金融機関名	(フリガナ) 支店名	口座種類	(フリガナ) 口座名義
		口座番号	
銀行・信用金庫・農協	() 支店	普通・当座	()

備 考

- (1) 入院日数を証明する書類を添付してください。写しの場合は校長の原本証明が必要です。
- (2) PTA活動中を証明する書類を添付してください。

見舞金振込口座の名義について

令和 年 月 日

愛知県公立高等学校PTA連合会会長 様

学校名

校 長 _____

申請書における見舞金振込口座の名義人は、児童生徒の姓と異なっていますが、
下記のとおり保護者に相違ありません。

記

- 1 児童生徒氏名 _____ 第 () 学年・卒業生

- 2 保護者氏名 (口座名義人) _____

(書式例)

見舞金振込連絡票

令和 年 月 日

_____様

愛知県公立高等学校PTA連合会見舞金支給規程による見舞金が、
「コピーレン ミマイキン」として、下記のとおり振り込まれましたので、ご確認願います。

記

振込日 令和 年 月 日

金 額 _____円

愛知県立 _____ 学校

担当者 _____

愛知県高P連見舞金申請について

(1) 申請手続き Q & A

Q1 スポーツ振興センターに申請した医療費総額が1か月に7万5千円未満だったので申請しませんでした。翌月以降にそれと同じ治療月の給付があり、合わせると7万5千円以上になります。提出期限は過ぎています申請はできますか？

また、申請した後に同一治療月の給付がありました。追加して申請はできますか？

A 同一の治療月であれば提出期限を過ぎていても申請できます。

また、同一の治療月の追加（7万5千円未満可）がある場合も追加申請できます。追加用の様式4-2(10ページ)を使用してください。なお、申請されても追加金額により、支給できない場合もありますのでご了承ください。詳しくは県高P連までお問い合わせください。

Q2 同一の治療月に複数の傷病でスポーツ振興センターから給付がありました。医療費総額が合わせて7万5千円以上あれば申請できますか？

A 複数の傷病であっても、同一治療月の給付が合わせて7万5千円以上あれば申請できます。

Q3 中学校在学中(高P連加入以前)に発生した傷病について、その後も手術や治療があったので、引き続きスポーツ振興センターへ給付申請しています。県高P連へ見舞金の申請はできますか？

A この場合は、県高P連へは見舞金申請はできません。県高P連に加入する高等学校、附属中学校、または、特別支援学校に在学中に発生した災害が支給の対象になります（スポーツ振興センター『児童生徒別給付一覧』の「災害発生年月日」が高P連加入期間中のもの）。すべての見舞金に同様です。また、その後スポーツ振興センターより障害等が確定され給付があった場合でも、同様です。

Q4 中学校在学中(高P連加入以前)に発生した災害と、高校在学中(附属中学校を含む)の高P連加入期間中に発生した災害を、同一の月に手術と治療をし、スポーツ振興センターから合算された給付がありました。見舞金の申請はできますか？

A この場合、中学校在学中（高P連加入以前）の災害については、高P連の見舞金支給の対象になりませんので、高校在学中（附属中学校を含む）に発生した災害の治療費がわかるもの（別途、病院で証明）を添付し、申請書はそれに基づいたもので申請してください。詳しくは県高P連にお問い合わせください。

Q5 見舞金の保護者振込口座の名義が、家庭の事情により、児童生徒の姓と異なっています。その場合はどのような手続きをすればよいですか？

A 「見舞金振込口座の名義について」様式9(15ページ)を申請書に添付して申請してください。すべての見舞金手続きにおいて必要となります。

Q6 PTA活動中に児童生徒がケガをして入院をしました。見舞金の申請はできますか？

A この場合、PTA活動中(20ページ「見舞金支給規程 第1条第2項2」PTA主催の補習等も可)に起きた災害で8日以上入院をされたときは、申請できます。様式8(添付書類は3ページ参照)で申請してください。保護者の場合も同様です。

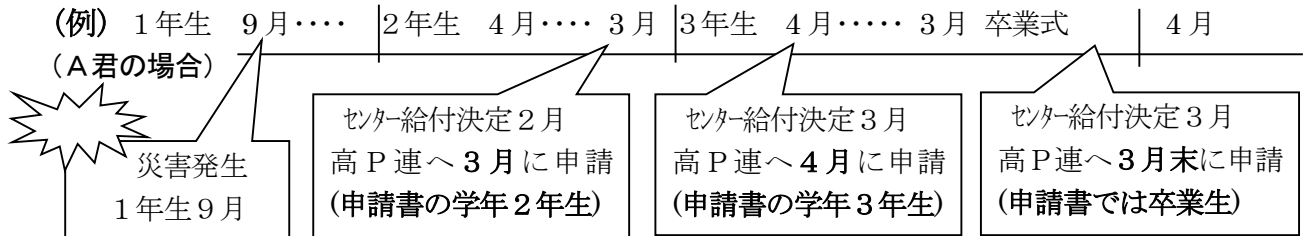
Q7 見舞金申請の対象となるものを、うっかりして申請していませんでした。提出期限は過ぎていますが、申請できますか？

A 提出期限が過ぎていても申請は可能です。申請もれ防止のため、スポーツ振興センターから支払通知のあった翌月20日までの申請にご協力ください。

(2) ご留意願いたいこと

1 生徒の学年

高P連への見舞金申請書提出時の学年をご記入ください。3月、4月の進級、卒業時は特にご注意ください。3年生については、卒業式の翌日以降に提出する時は「卒業生」としてごください。



2 支給対象

県高P連の会員の児童生徒が高校、附属中学校または、特別支援学校の在学中に発生した災害が支給の対象になります。

高校、附属中学校または、特別支援学校に入学、転入学する以前（高P連加入前）に発生した災害については、支給の対象になりません。

3 振込口座

- ・記入事項については、フリガナも含めて正確に記入してください。

よくある間違い

- ①口座番号（誤って金融機関コードを記入、数字の誤り等）
- ②口座名義
- ③支店名

- ・ゆうちょ銀行の支店名は、漢数字の支店名を記入してください。（例：二一八支店）

いずれの記入間違いも振込不能となり、お支払いが遅れると共に、手数料も二重に発生します。口座番号の記入間違いが特に多いので、**提出前に再度確認**のうえ、申請してください。

4 添付書類

- ・児童生徒の個人情報保護のため、「医療費支払通知書」(月別で複数名記載)ではなく、「児童生徒別給付一覧」(個人別)を提出してください。

また、「児童生徒別給付一覧」(個人別)は、申請に該当するページのみを提出してください。

5 その他

- ・申請書の記入もれがないこと、原本証明済みであること等を確認して提出してください。
- ・治療見舞金の医療費総額の誤りがないように、提出前にご確認ください。
- ・ファイルの様式集「見舞金申請書 Excel 版」・「見舞金申請書 Word 版」を**別途、学校所属メール宛にデータでお送り**しますので、ご活用ください。

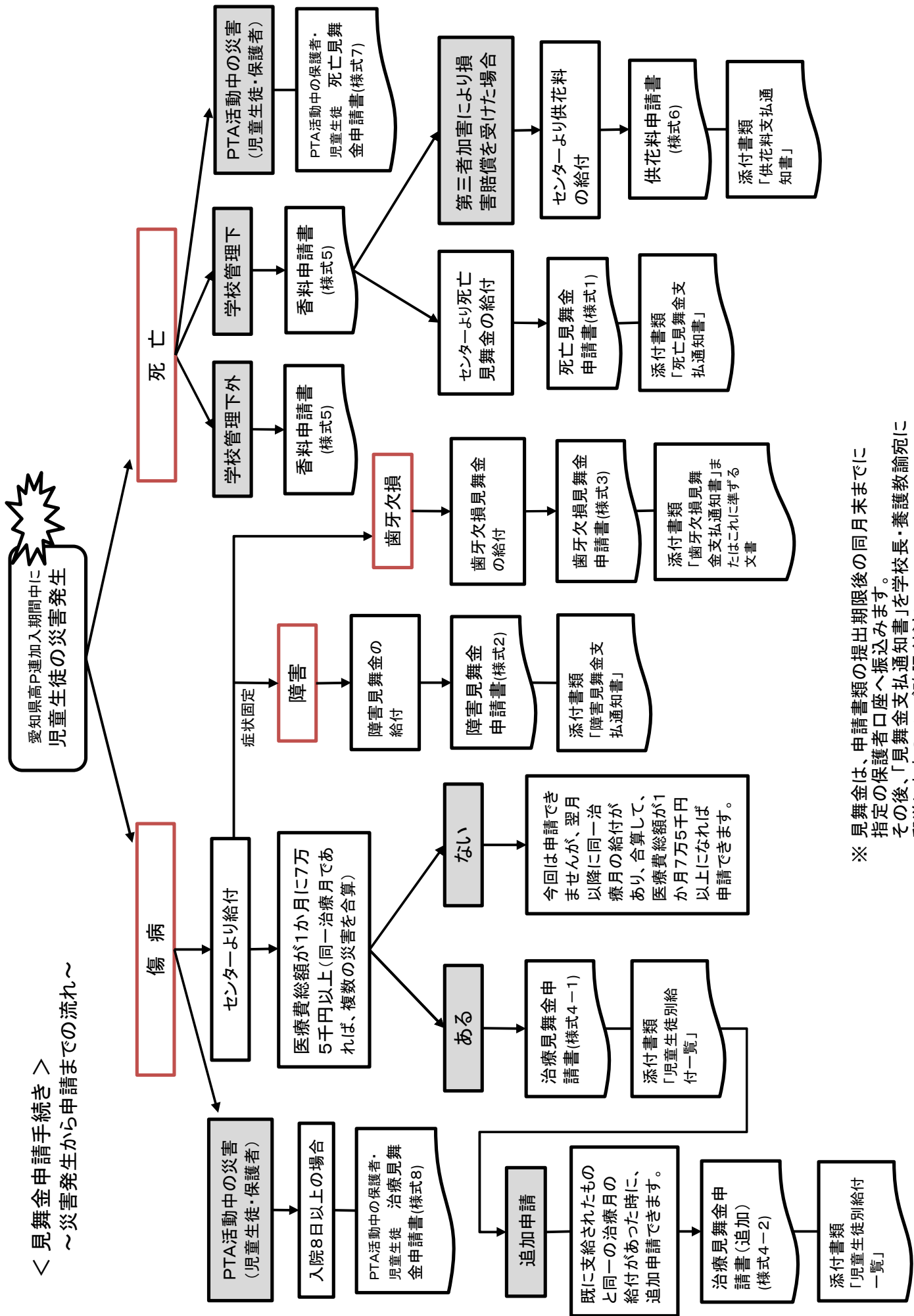
なお、「手引き」は、下記の県高P連ホームページからダウンロードできます。

県高P連 <http://www.aichikoupren.org/mimai.html>

- ・申請もれ防止のため、センター給付決定のあった翌月20日までの申請にご協力ください。
- ・「見舞金支払通知書」の再発行が必要となるケースが出てきています。提出期限後の同月末には、「見舞金支払通知書」が学校長・養護教諭宛に郵送されますので、ご確認ください。

＜見舞金申請手続き＞

～災害発生から申請までの流れ～



※ 見舞金は、申請書類の提出期限後の同月末までに指定の保護者口座へ振込みます。その後、「見舞金支払通知書」を学校長・養護教諭宛に郵送しますので、ご確認ください。

愛知県公立高等学校PTA連合会見舞金支給規程

(総則)

第1条 この規程は愛知県公立高等学校PTA連合会会則第15条に基づいて、これを定める。

2 本会の会員及び会員の児童生徒が、災害(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「法」という。)第15条第1項第7号、同法施行令(以下「施行令」という。)第5条第1項に規定する災害及び本会会長が理事会の審議を経て、これに準ずると認めた場合をいう。以下同じ。))により死亡・傷病した場合に見舞金を支給する。

(1) この規程における学校管理下とは、施行令第5条第2項及び本会会長が、理事会の審議を経てこれに準ずると認めた場合をいう。

(2) この規程におけるPTA活動中とは、会員が所属する学校のPTA会長の依頼を受けて、愛知県公立高等学校PTA連合会第2条の目的達成のために、愛知県公立高等学校PTA連合会若しくは単位PTA並びに地区連合会が主催し、予め計画された行事及び活動(交通指導、校外補導、学校の環境整備等の奉仕活動、補習等の学習支援活動)に会員(保護者)及び児童生徒が参加中の場合をいう。

(見舞金の支給及び基準)

第2条 この規程における対象者については、次の区分による。

(1) 学校の管理下における児童生徒の災害について、次の見舞金を支給する。

① 死亡見舞金 ② 障害見舞金 ③ 歯牙欠損見舞金 ④ 治療見舞金 ⑤ 香料、供花料

(2) PTA活動中における会員(保護者)及び児童生徒の災害については、次の見舞金を支給する。

① 死亡見舞金 ② 治療見舞金

第3条 児童生徒の災害については、第2条の規程にかかわらず、次の(1)から(3)の各号に該当する場合は、支給しないものとする。(4)号に該当する場合は、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 支給事由が第三者の行為によって生じた場合において、児童生徒が第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度。

(2) 児童生徒の災害について、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度。

(3) 施行令第3条第5項に定める風水害、震災その他非常災害による児童生徒の災害。

(4) 高等学校生徒の自己の故意又は重大な過失による災害。

(見舞金)

第4条 見舞金の支給金額は、次のとおりとする。

(1) 学校管理下における児童生徒の災害について

① 死亡見舞金 500万円(ただし、登下校中の場合は250万円)

② 障害見舞金 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)から給付された障害見舞金の20%の金額。

③ 歯牙欠損見舞金 センターから給付された歯牙欠損見舞金の20%の金額。

④ 治療見舞金 センターに申請した医療費が同一治療月について7万5千円以上であって、医療費の給付決定がなされた場合に、医療費の8%の金額(千円未満は切捨てとする)。

なお、高額療養費制度において所得区分による自己負担額に違いが出る場合には、所得区分「課税者ウ」によるセンター給付推計額の20%の金額(千円未満は切捨てとする)。

⑤ 香料、供花料 香料 5万円(ただし、学校管理下外でも支給する。)

供花料(センターが支給したとき) 5万円

(2) PTA活動中における会員(保護者)及び児童生徒の災害について

- ① 死亡見舞金 300万円
- ② 治療見舞金 入院日数が8日から30日までの場合は、10万円
入院日数が31日以上の場合は、20万円
- ③ 児童生徒の災害の特別措置

児童生徒については、PTA活動が開催される学校等の会場と自宅の間の往復の途上で発生した災害も支給対象とする。その際の死亡見舞金は150万円とする。

- 2 第2条に定める災害が多数に及び、前項に定める給付が困難な時は理事会において別途決定する。

(申請)

第5条 見舞金支給の申請は所定の手続きにより、当該校の校長が行う。

第6条 会長は死亡見舞金並びに障害見舞金を支給する災害が発生し、当該校の校長から申請があり、次の要件を満たしている場合は、センターの決定を待たないで、見舞金の内金100万円を限度として、仮払いをすることができる。

- (1) 災害の態様が支給要件を十分に満たしていると判断したとき
- (2) 家庭の事情等で、緊急に仮払いの必要性を認めるとき

(会計)

第7条 本規程の経費は、見舞金基金とその利息及びその他の収入をもって充てる。

第8条 会長は、見舞金の支給状況を理事会並びに総会において報告をする。

(その他)

第9条 本規程の運用及び見舞金基金の管理については、理事会で協議し決定する。

附則1 第7条にいう見舞金基金は、旧愛知県立学校PTA安全互助会から引継いだ積立基金に由来する資産及びその後繰入れた資産から成る固定資産をいう。

- 2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、児童生徒が死亡した場合には、香料(5万円)を支給する。
- 3 会長は、必要に応じ、見舞金支給に関して学校医代表等の専門家から意見を聴くことができる。

平成19年4月1日施行

平成23年1月19日一部改定(平成23年4月1日施行)

平成24年11月16日一部改定(平成25年4月1日施行)

平成26年3月5日一部改定(平成26年4月1日施行)

令和元年11月27日一部改定(令和元年12月1日施行)

令和2年2月26日一部改定(令和2年2月26日施行)

令和3年11月24日一部改定(令和3年11月24日施行、令和3年4月1日適用)